

事業所のご案内

○ヘルパーステーションみたらの杜（訪問介護・居宅介護・地域生活支援事業）

開設年月日 平成15年7月1日
営業日 毎日営業
受付時間 電話等により24時間常時連絡が可能
提供時間 8時00分～18時00分
対象地域 室蘭市全域



- ◇訪問介護とはどんなサービスをしていただけるの？
- ◇介護認定の手続きはどうすればいいの？
- ◇サービス利用料は、高いの？
- ◇一人暮らしでトイレやお風呂にいくのが不便な方！
- ◇ご利用の介護サービスにご不満な方！？



そんなときはぜひ！
みたらの杜へ
お問い合わせください
電話 26-2600

サービス内容

① 身体介護

- 入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）
- 排泄介助…おむつ交換・失禁のお世話・尿器・差し込み便器の介助
- 食事介助…全介助・一部介助・見守りなど
- 更衣介助…着脱介助
- 外出介助…通院介助

② 生活援助

- 調理…調理・配膳・後片付け・食品管理
- 洗濯…洗濯・乾燥・取り込み・整理
- 掃除…居室・台所・トイレ・浴槽等の掃除
- 買い物…生活必需品の買い物

③ 居宅介護・同行援護

※身体介護・生活援助同様

④ 地域支援事業（移動支援）

- 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方で「運動・買物・余暇活動」などをしたいが、だれかの補助や援助がないと難しいと思っている方がありましたらご相談ください。



※大小リフト車両完備

※次のようなサービスは介護保険対象外となります。

- ・利用者本人以外の居住スペースのお掃除、庭の草むしり、大掃除などは原則として介護保険サービスの対象外となります。

◇ご相談、更新の手続き等、専門スタッフが親身になってご対応させていただきます。
お気軽にご相談、お問い合わせください。

お問い合わせ先 ヘルパーステーションみたらの杜

〒051-0035 室蘭市絵鞆町2丁目22-37 TEL: 0143-26-2600 FAX: 0143-26-2400

利用料金一覧表

・訪問介護（1回あたりの料金）

サービスに要する時間		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増す毎に)
身体介護	1. 利用料金	2,450円	3,880円	5,640円	800円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	2,205円	3,492円	5,076円	720円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	245円	388円	564円	80円
サービスに要する時間		20分未満	20分以上 45分未満	45分以上 60分未満	-
生活援助	1. 利用料金	-	1,830円	2,250円	-
	2. うち、介護保険から 給付される金額	-	1,647円	2,025円	-
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	-	183円	225円	-

・予防訪問介護（1ヶ月の料金）

サービスに要する時間	週1回程度（Ⅰ）	週2回程度（Ⅱ）	週3回程度（Ⅱ）
1. 利用料金	11,680円	23,350円	37,040円
2. うち、介護保険から 給付される金額	10,512円	21,015円	33,336円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1,168円	2,335円	3,704円

・障害福祉サービス（1回あたりの料金）

利用時間	身体介護	移動身体	利用時間	家事援助
～0.5（30分）	245円	245円	30分未満	101円
～1.0（1時間）	388円	388円	30分～45分未満	146円
～1.5（1時間30分）	564円	564円	45分～60分未満	189円
～2.0（2時間）	644円	644円	60分～75分未満	229円
～2.5（2時間30分）	724円	724円	75分～90分未満	264円
～3.0（3時間）	804円	804円	90分～105分未満	298円

- ☆ 当事業所は会議や研修を定期的な実施、利用者の方の確実な情報交換などサービスの質の向上に努めています。そのため特定事業所加算Ⅱが算定され、ご利用いただいた料金の10%が加算されます。
- ☆ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- ☆ 初回加算 200単位（新規に訪問介護サービスを利用される場合に、サービス提供責任者が訪問して訪問介護計画の確認をしたときに加算されます）
- ☆ 緊急時訪問対応加算 100単位（利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を困り、必要と認め、ケアプランにない訪問介護を行った場合に加算されます）
- ☆ 生活機能向上連携加算 100単位（訪問リハビリのPT等と身体状況の評価を共同で行い、その評価に基づき訪問介護計画書を作成しサービス提供を行う）
- ☆ 介護職員処遇改善加算 介護職員の処遇改善としてサービス利用所定単位数に加算。